

## 平成27年度福島県動物愛護推進懇談会

- 1 日 時 平成28年2月12日（金） 午後1時30分～午後3時00分
- 2 場 所 杉妻会館 3階「石楠花（しゃくなげ）」（福島市杉妻町3-45）
- 3 出席者 **【公益社団法人福島県獣医師会の代表】** 浦山 良雄 委員  
**【動物飼養管理者の代表】** 中田 静夫 委員  
**【福島県動物愛護ボランティア会の代表】** 山崎麻弥子 委員  
**【学識経験者】** 太田 禅 委員  
**【公募による県民の代表】** 佐藤 久美 委員  
**【市町村の代表】**（代理出席） 阿藤 裕之 課長補佐

### 4 議事内容

#### 【開会】

（司会）ただいまから、平成27年度福島県動物愛護推進懇談会を開催します。  
懇談会の開催に先立ちまして、委員の方々に委嘱状を交付いたします。

（各委員への委嘱状交付）

（司会）続きまして、食品生活衛生課長より御挨拶を申し上げます。

#### 【あいさつ】

（食品生活衛生課長）

懇談会の開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より、動物の愛護と適正飼養の普及啓発に格別の御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。

当懇談会は、平成13年に発足し、各委員の皆様には2年間の任期でお願いしており、現在は、第7期目にあたります。

今回は、新たに委員となられた方もおられることから、これまでとはまた違った視点からご意見をいただけることを期待しております。

さて、毎年実施されているペットフードメーカーの調査によりますと、犬の飼育数は992万頭と徐々に減少する傾向にあり、猫は逆に飼育数が987万頭まで増え、犬の飼育数に近づいてきている状況です。

犬に比べ、猫は散歩の必要がなく飼いやすい動物ではある一方で、猫の不適正飼養

による苦情が課題となっているのもまた事実であります。本県におきましても、犬の引取り数や苦情件数は減少傾向にあるものの、猫の引取り数はほぼ横ばいで推移しており、不妊去勢などの繁殖制限や、屋内飼養など、猫の適正飼養の推進が今後の課題となっているところであります。

また、今年の3月11日で、東日本大震災から5年目を迎えるところですが、これまで、皆様方には、被災ペットの救護対策について、御理解と多大な御尽力を賜り、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

昨年12月には、三春シェルターに収容していた犬猫の返還、譲渡が完了し、三春シェルターは、被災ペットのシェルターとしての役割を終えて、閉鎖することができましたが、この震災を教訓に、今後の災害時における対応に生かしてまいりたいと考えております。

このような状況を踏まえ、本日は、一つ目の議題として、動物愛護管理推進計画に定めている各施策の進捗状況と今後の方向性について、御説明させていただきます。

また、二つ目の議題では、昨年度の懇談会でもご意見をいただいた「災害時における動物(ペット)の救護対策マニュアル」について、昨年の7月に改正をいたしましたので、御報告させていただきます。

また、三つ目の議題では、被災動物の保護状況等について御報告をさせていただきます。

限られた時間ではございますが、福島県の動物愛護管理の推進のために、それぞれの議題について、委員の皆様の御意見や御助言をいただけますようお願い申し上げ、開催の挨拶といたします。本日はよろしく願いいたします。

## 【委員紹介】

(司会)

ありがとうございました。懇談会に入ります前に、本日お集まりいただきました委員の皆様を御紹介させていただきます。

浦山 良雄 委員でございます。(浦山でございます、よろしくお願いいたします。)

中田 静夫 委員でございます。(中田でございます。よろしくお願いいたします。)

山崎 麻弥子 委員でございます。(よろしくお願いいたします。)

太田 禅 委員でございます。(よろしくお願いいたします。)

佐藤 久美 委員でございます。(よろしくお願いいたします。)

宍戸 亮 委員につきましては、本日、所用があり欠席されておりますので、阿藪

裕之 様に代理出席していただいております。（よろしくお願ひします。）

なお、委員の皆様のご所属につきましては、お手元の懇談会資料の名簿を御覧下さい。  
続きまして、本会設置要綱第5に基づきまして、座長の選出をいたします。皆様、  
如何いたしましょうか。

（中田委員）

事務局一任で。

（司会）

事務局一任の声がございましたので、事務局案を提出させていただきますよろしいで  
しょうか。

（全員）

異議無し。

（司会）

異議無しの声がございましたので、事務局案を提出させていただきます。

浦山委員、よろしくお願ひします。

（座長）

座長の任を受けました、獣医師会の浦山でございます。

昨年6月、前会長より引き継ぎまして、福島県獣医師会の会長を務めさせていただ  
いております。会長になってから、福島県動物愛護推進懇談会は初めてでございま  
す。不慣れとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは早速議題に入りたいと思います。本日、議題は3つございます。

まず、「福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」事務局より説明をよろ  
しくお願ひします。

## 【議事】

（事務局：野口専門獣医技師）

（「福島県動物愛護管理推進計画の進行管理について」資料1、資料2により説明。）

(座長)

ありがとうございました。

事務局から26年度の実績、更には27年度の中間報告という形で説明いただきましたが、この中である程度方向性というか、課長のご挨拶にもありましたように、犬の頭数が減少傾向で猫は増えていると、世の中がそうなっていて、テレビを見ている猫のコマーシャルがすごく増えた。いかにも猫の時代になったのかという気がしますが、26年度と27年度の報告内容について、委員の皆さん、何か御意見はございませんか。

ございませんか。では、私の方から、獣医師会からの報告というわけではありませんが、狂犬病予防注射実施率の実績74.1%という数値が出ていますけれども、獣医師会でも統計はとっておりまして、震災後の5年間でみると、年2千頭ずつ減っています。これは由々しき問題ということで、今、減っている理由を探って、洗い出しをして、対策を練っているところですが、一番はやはり、新たに犬を飼う方が非常に減っている。それから、犬を飼うよりは猫を飼うという方が増えている。また、犬を新たに飼った方の新規登録がいまいち進んでいないというところも見えてきているので、獣医師会としては、前年度の実績、70%台が今後5年間も続く可能性がありますけれども、なるべくそこを減らす活動をしていこうと考えております。

それともう一つ、申し上げてよいか分かりませんが、飼い犬等のしつけ方教室の中で、猫が問題になっているという事で、猫の講習会が県北3回、郡山市3回ということですが、是非とも郡山市の方には、どういう方法でしつけ方教室を行っているのか教えていただければ非常に勉強になると思いますので、お願いしたいのですが。

(郡山市)

郡山市では年3回、今年でいうと6月、9月、12月に猫の飼い方講習会を行っております。内容については、猫の健康管理を、郡山支部の獣医師会からの派遣という形で行っております。基本的なしつけ方については、動物に詳しい方の派遣や市の職員で行っております。

また、猫を譲渡する方には申込書を渡しまして、猫を譲渡した方にはしつけ方教室に出るようしてもらっています。参加人数はかなり増えていまして、12月は50人前後の方に参加いただきました。

(座長)

ありがとうございました。皆さん、どうでしょうか、犬の方は。

(中田委員)

犬の方は意外と、以前に比べると飼っている方の意識も非常に進んできていると思うんですね。でも猫というと意外に皆、健康管理とか適正な飼養管理などを知っている方が非常に少ないと感じます。郡山市では私も数回、現場を見させていただきましたが、健康管理について受けに来る方は非常に積極的な方なので、そういった方から口コミで徐々に広がっていくというやり方が一番良いのではないかと思います。だから、郡山市のやり方は間口を広げるという点で良いのではないかと感じました。

(座長)

私が思うのは、犬に関しては狂犬病予防の法律もあり、きちんとつないで飼ってくださいますといった啓蒙もずっとやってきていたのでその結果が現れてきており、捕獲頭数も当然減って来ているし、飼い主のいない犬の引取りも減っており、良い方向には進んでいるとは思いますが、猫に関しては動物愛護の懇談会の中でも非常に難しい課題かと思っております。その中でも、飼い主のいない猫が6割から7割、目の開かない子猫。これを増やさない方法というのが、我々が何とかしなければならぬ事なのかなと。そうすると、やはり一番手っ取り早いのは、避妊などをどのように啓蒙していったら良いかというのが難しい問題になってくると思われまして、我々、獣医師会としても、引き取りとか譲渡の時には必ず、避妊について補助してましますと言っているんですが、少しずつ効果は出るとは思いますが、猫の頭数については非常に問題があるのかなと思います。太田先生はどう思われますか。

(太田委員)

去年の懇談会でも言われていましたけれども、間口について啓蒙するアイテムとしては、町内会の回覧板などで、年2回くらいチラシを回してもらおうとかいうのも、飼っていない人からの広がりも期待できるのではないかというお話が出ていました。あとは、猫が犬に比べて殺処分が多いということもあり、何とかしたいなという事ではあります。おそらく避妊手術の費用などが結構ネックになってくるのかなと思います。

ただ、動物病院なども限られた数ですし、ただに近い金額ではなかなか難しいと思います。また、譲渡してもらってくれた方には助成金がつきますが、自分から進んでペットショップなどでお買いになった方にはそういう事ができなかったり、自宅で生まれてしまったという方も助成金の対象外になってしまったり、そういう事があって、なかなか猫に関しては、本当は避妊手術したいけれどもお金がネックという方が多いように、現場では思います。

自宅で生まれてしまうと、いきなり5頭とかになってしまって、2～3頭だけ避妊去勢しても、結局全頭しないと意味がないという事もありますけれども、なかなかそれができない。本気で猫の避妊去勢をやるには、現実問題として、条件付きの助成についても考えていかなければいけないのではないかと思います。

(座長)

結局、犬がこれだけ引き取りが減ってきたのも、啓蒙活動をずっと何十年もやってきた結果、今があるという事があって、猫についてはまだ出だしというか、途についたばかりというのが現状と思います。我々、関係者が県などと協力して、猫の飼い方の啓蒙を行うのがまずは手始めなのかなと。私も数日前にテレビを見ましたが、行方不明になった猫が2年ぶりに戻ってきた、飼い主が分かったという事があり、それはちゃんと猫にマイクロチップをつけていたからで、やはりマイクロチップは非常に大事だと思います。犬へのマイクロチップの装着は進んでいますが、猫はまだ全国的にも少ないかと思います。

(太田委員)

猫の方がチョロチョロするから、本当は猫にこそ欲しい。獣医師会で500頭限定でマイクロチップ装着の助成をしているのですよね。院内にポスターを貼りましたら、予想外にするという方が増えました。そういうのが現実なので、やりたいと思っている方は結構いて、でも実際する時に躊躇してしまうのが金額的なことなのかなと、現場で見ているとそう感じました。

今日も2頭マイクロチップの装着をやってきましたが、ポスターを見せて助成が出ますと言うと、「じゃあやる」という方がいますね。

また、犬は係留しておけばある程度繁殖はコントロールできますが、猫の係留はまず難しいという事があって、「外に出さずに飼うのはどうしたら良いのか」という勉強会がとても重要かと思います。

(座長)

そういう意味では、郡山市さんや県北さんがやられている「猫のしつけ方教室」はこれから一番重要なのかなと思われまますし、猫を飼う人が多いというのも、一つは飼い犬に対するお金も結構かかって、140万円くらいなのに対して、猫はその半分で済むというデータも出ています。そういう事もあって、猫を飼う方は、お金もかからないし、放っておいても大丈夫という感覚で飼っている方も結構いて、猫ブームなんですけれども、猫の習性から言っても繋いで飼う事自体が猫にとっては凄いストレスという面もあるし、なかなか難しい。

(太田委員)

事故が起きてしまうので、こちらからも言えないですよ。その事で死んじゃったという事になると大変です。

(座長)

これから県に要望したいのは、市町村の担当の方に対する啓蒙を是非やっていただきたい。

(事務局：野口専門獣医技師)

実際、県北保健福祉事務所で、26年度と27年度に飼い方教室を実施していますが、26年度、一番最初に実施した時は、市町村の担当者の方にお越しいただいて講習会を開催したと聞いております。やはり市町村と連携しながら、住民により近い市町村の方に協力してもらいながら進めていくべき内容かと思っております。

(座長)

どちらかと言うと、市町村の動物の担当者の方って、一生懸命やる人とやらない人がはっきり分かれると思っておりますけれども、まずは行政の人達とタイアップしていかないと、なかなかこういう事業は進んでいかないので、是非、行政の人達の協力を得ながら、猫の飼い方というものをもっと、もっと啓蒙していく必要があるのかなと考えております。

その他に何かありますか。

(山崎委員)

マイクロチップに関しては、ボランティア会の方でも、助成が出るという事でお声かけをして、マイクロチップを入れたという方が結構多いですね。今は猫よりも犬を中心にお薦めしていて、今、状況としては500頭という事なのですが、まだ大丈夫でしょうか、猫に対しては。

(座長)

獣医師会としてはあくまで年間500頭なんですよ。これは毎年継続で、お金が続く限りという事で、永遠にずっと補助できるかといえぱちょっと難しい。公益事業の一つとして、これはなるべく継続してやっていきたいと思いますという事でやっていますけれども、始まって何年目かですが、やっと年間500頭に追いついてきた。去年あたりまでは枠がすごく余っていて、もっともっとという感じだったのですが、今年はシェルターの事もあったりして、飼い主の方の意識も上がってきて、マイクロチップを埋める事に対する違和感が飼い主に無くなってきたという事も確かにあると思います。以前は、そんな大きいのを入れるのは可哀想という方がおられたのですが、今は、それも活動の一つとして大丈夫ですよとやったお蔭で、相当上がってきています。特に今年の後半からは相当の数が上がってきておりますので、来年も500か600くらいの頭数で補助していこうと思っております。

獣医師会独自の補助もあるし、愛玩動物協会だったのでしょうか、こちらも補助を出していますね。そういうので、どんどんマイクロチップの方もしながら、同時に猫のしつけ方や勉強会もやっていきたいと思えます。

(中田委員)

今、座長がおっしゃった通りで、各市町村の啓蒙活動も大事なかなという事を感じます。私もいろんな問題で行政関係の方とお会いしますが、凄く積極的な市町村もあれば、比較的後ろ向きな市町村もあります。ですから、県としても勉強会やセミナーで、市町村の担当者を集めてやっている事は耳にしていますが、それを持ち帰った時に、それを放置しているか、或いはそれを前向きに受け取って行動に移すかという事だと思うのですけれども、比較的、聞いたら聞きっぱなしという事があるので、やった後のフォローがやっぱり県としても必要かなと。

この前、こんな勉強会をやりましたがそちらの市町村としてはどうですかとか、現状どうですかとか、フォローがないとそのまま放置し、ただ聞いて帰ってくるだけ

というような感じもしますので、その辺のフォローが一番大事なかと。

それと同時に、協力をしてくれるボランティアの会の代表の方々とも良くコミュニケーションをとってやっていけば、今おっしゃったように段々、間口が広がってくるのではないかという事を、実際、現場では感じます。

(太田委員)

マイクロチップについてですが、段々普及してきた事によって、利用というか、活用されるような状況が少しずつ出てきています。病院に、たまたまこの前、放浪している犬がいて、来た時にはよれよれで、この犬帰れるかな、と思ったんです。マイクロチップはきっと入ってないと思いましたが、とりあえず調べてみようという事で測ったら「ピー！」と反応したんですね。マイクロチップが入っている？と思うくらいびっくりするようなよれよれの犬だったんですけれども。

それで、この番号で照合したところ、その番号が登録されたのが随分前で、結局、飼い主さんがなかなか見つからない状況になってしまったんです。一回登録した後に、誰かに譲渡された場合、必ず情報を更新するという、その手続きがなされないと、せっかく入っていても意味はないという事に陥ってしまうので、打つ時の注意点で、そういうところをしっかりとしていかなければいけなかったり、後は、この犬は見た目に入っていないだろうというのではなく、必ず全頭検査というのを、保護されるような可能性がある施設の責任者や現場の人達は必ず行うというようなルーチン作業にしっかり入れてもらうというのを、もう一度規定してもらいたいなど。入っていたんだけど帰ってきませんでしたというのが、逆に、啓蒙にとってネガティブな方向に行ってしまうと怖いので、良い効果はどんどん出して欲しいし、後々、ネガティブな事が起きないように、十分、現場の人達は気をつけてもらいたいと思います。

その子の場合は、一番最初に登録した人と連絡がとれて、「誰々さんにあげたんです。じゃあ、その人に連絡をとってみます。」という事で、その方が見つかって、無事帰れることになったので良かったと思いますけれども、データの更新というのをしっかりとって欲しいなとは思っています。

(座長)

マイクロチップの読み取り器具は、県内の獣医師の先生はほとんど持っていますので、対応できると思います。行政の方も持っていますよね。

(野口専門獣医技師)

はい。参考までに、各保健福祉事務所では、犬を市町村に引き取りに行った時などに現場ですぐ読み取りできるように車の中に一つ、あと保健所にも1台という事で、必ず引き取った場合、捕獲した場合はリーダーで読み取るように徹底しています。

(座長)

はい。では、資料1、2に対する意見はございますか。

(山崎委員)

ボランティア養成についてですが、ボランティア育成という形で平成12年に始まって、平成17年からボランティア養成講習会という形に変わっているんですけども、変わった時点で各保健所とかの講習会のあり方とかが変わってきているのかなというところがあるので、県のこれからのボランティア養成に関しての方向性とかがあったら教えてもらえればと思ったんですけども。

資料2には、福島県動物愛護ボランティア会員の資質向上のための講習会の開催を検討するという事や、現行の講習会の内容についても見直しをしていくという事になっているので、それぞれ協力体制をとっているボランティア会はあると思うんですが、講習会を受けていて、ボランティア会に所属していないボランティアの方もいると思いますので、そういう方との連携であったりとか、それぞれの保健所との協力の仕方とかが今後変わっていくこともあるのかなと思ひまして、協力体制をとりながらも、それぞれのボランティアの方との交流とか、福島県動物愛護ボランティア会としての交流とかもこれから考えていかなければならないのかなというところがあるので、県としての考えをもう一度教えてもらえればと思います。

(野口専門獣医技師)

このボランティア養成講習会の受講資格が、保健所が実施するしつけ方教室を受講した人というのがまず一つ目の対象者だったものですから、保健所が開催する養成講習会を受けてボランティアになった方は、主なボランティア活動の場というのが、保健所のしつけ方教室であったりとか、小学校への獣医師派遣事業の際にスタッフとしてお手伝いしていただくボランティアさんというところが今まで大きかったんですね。

ですが、御覧のとおり、なかなか講習会の需要がないというか、受講者がなかなか増えないという事は、多分にやはり講習会の中身とか目的に魅力を感じられていないのかなと思ひまして、今ここに内容の見直しと書かせていただいたのは、実際ボランティアとして何かしら関わりたいと思っいらっしゃる方がどんな活動を望んでいるのか、という声を聞いて、要はニーズに合うような内容に見直しが必要なのかなと感じております。

実際に中田委員や山崎委員、佐藤委員については、ボランティアの一人として活動していらっしゃると思うので、現場の声として、今日御意見をいただければと思います。

#### (中田委員)

以前は私も動物愛護ボランティアの会から入っていったんですけども、今は適正飼養の方が主体になっていますけれども、やはり現場で聞く声としては、企画ですね。

小学校でしつけ方教室を開くにしても、ただ通り一遍ではなくて、変化をもたせてやって、それと同時にボランティアで参加した人を前面に出させるなど、やり方を工夫していたんです。ところが、段々、年数が経過する毎に、私が一番感じるのは、ボランティアでしつけ方教室にお手伝いで参加しても、本当に、悪く言えば小間使いのような感じ。それでボランティア活動に入ると、やはりボランティアをやっている人というのは何らかの形で自分のステージを作りたいという人が多いんですよ。まあ、これは私より山崎さんの方がよく御存知だと思うんですけども。

そういう方が、ボランティアのいわば雑用みたいな事を主体に持って行ってしまうと、我々がボランティアの講習会を受けませんかと勧めても、やはりそういう噂というのを聞いているわけですね。私、先ほど申し上げましたけれども、やはりロコミというのは恐ろしいもので、ボランティアになって小学校への獣医師派遣事業に参加したけれどこうだったよと言うと、あ、それだったら、ただ単に雑用係として行くのだったら行かない方が良いというのは、実際私も耳にしています。

ですがやはり、短い時間なんですけれども、派遣事業は45分くらいの時間しか無いと思うんですが、その間の5分でも良いですから、ボランティアの人を前面に出させて、何かのテーマを与えてやってもらうというような事をすれば、ボランティアも主体性がでてきますから、そうすると、じゃあ参加しようという形になると思うんですね。だから、その辺の仕組みを変えるというか、プログラムを変えていく

という事も、やはり県北、県南と幅広いですから、統一性を保つのは難しいと思いますが、やはりボランティアもステージに立ちたいという人が多いのでね。そういう欲求を満たしてあげるといふ事をすると、やはり養成講座もどんどん増えてくるでしょうし、段々、私もボランティアをやってみようと思ふ人も増えてくると思ふます。そういうシステムでやっているとボランティアで行く人も、行くのが楽しみになる。そういう形にしていくのがやはり一番理想かなという風に感じますが、どうでしょうか、山崎さん。

(山崎委員)

県北動物愛護ボランティア会だと、行政のお手伝いをする時はお手伝いに徹するといふ事を原則にしているのだから、なるべく指示する保健所の方がいたら、その方がやりやすいようにやるといふ事を基本にしているのだから。

ただ、自分としては、犬のしつけ方教室からボランティア会が起ち上がった関係上、犬を連れてきた方がどうしても中心になつてしまつて、犬を飼つていなくてボランティアをやっている方の参加する場が少なかつたり、そういう事で会を辞めてしまつたりする方もいるのだから、やはり猫に関しても、猫を飼つていてすごく知識のある方がいたり、地域猫の把握をしておられる方もいますのだから、分野もあるのではないかと思つて、今、行政のお手伝いをしている方達は、どうしてもしつけ方教室で犬中心のところがあるのだから、そこに猫だつたり譲渡の情報があつたり、そういう人達がつながつていけるようにするのを目的にしているのかなといふのがあつたのだから、その点についてちよつとお聞きできればと。全部できれば良いんですけども、それぞれのボランティア会として力を入れているところが違ふと思ふので。

(野口専門獣医技師)

ボランティアの養成講習会を受講して県のボランティアとして登録した人、イコール、ボランティア会員ではないんですよ。なので、ボランティアとして登録していただいた方で、個人で「猫の不妊去勢について頑張りたい」、「保健所で収容した犬の新しい飼主探しを頑張りたい」といふ人もいらつしやると思ふんです。そういう方に基本的な知識や保健所とのつながりを持ってもらうためにも、そういう個々で独自の活動をしている人にも、ボランティアの養成講習会で、一旦行政の方に一歩足を踏み入れてもらつて、関わりを持ってもらうためには、今後、養成講習会の中身を、今までしつけ方教室に重点を置いていた部分はあるのだから、それ

以外に、譲渡するためのミルクボランティアなどいろいろなテーマがあると思うので、そういう内容も今後の講習会の内容に盛り込んでいかなければならないのかなと思っています。

それで、そのような講習会を受講して、県のボランティアに登録した人が、県のボランティアとしてどのように活躍するのかという活躍の場を県なり行政がお膳立てしてはやはりなかなか、ボランティアは進まないの、主体性をもって自発的な活動ができるように、必要な知識を支援する。そういう知識での支援というのを県でやっていかなければならないのかなと考えています。

(座長)

一つ思ったのですが、動物愛護ボランティア養成について、今、野口さんがおっしゃった、養成するのは良い、登録してもらうのも良い、ではどういう時にどういう活躍をしていただけるかという事なのですが、三春シェルターも5年間やっている間に、ボランティアの方の数、延べ人数で2千人以上来ていただいたお蔭であそこもやることのできたのも事実なんですね。その中で、県の養成講座を受けられた方で登録された方が何名かいるのか、知りたいなと思ったのですが、把握できるようにシステムになっていけば、今後また何かしらの災害が起きた時に、さあ足りないから登録している人が何人いるから打診してお手伝いしてもらおうとか、そういう風にもっとシステムチックにボランティアの養成をやったら、もうちょっと受ける方も、登録をしておいて、いつかは役立ちたいなという人も出てくるんじゃないかなと。このボランティア養成というのも漠然としているような気がするの。登録してくれた人には例えばこういう場合にお願ひする事がありますよとか、それをある程度、県の名簿のような形で持っている、今、中田委員や山崎委員がおっしゃったようないろいろな講座をやる事ができるのかなという気はするんですけども、その辺り、県はそういう養成はする、登録はするけれども、後はあなた達ですよ、ではなくて、もう少しやっていただけると違うのかなと思います。

(野口専門獣医技師)

ボランティア登録者の名簿を整備してはいるのですが、会長がおっしゃったように「この人は猫が得意な人だったよね」という事で、今度講習会をするからこの人に先生として来てもらおうとか、そういうところまではまだやっていないです。今後、システムの構築というのも大事かと思います。

(座長)

その辺、どのように思われますか。

(佐藤委員)

一般的な意見なんですけれども、私も仕事上、ペットに関わる仕事をしながらなんですが、犬に関しては、ワンちゃんを連れてきている方達は、犬の集まる所に行く方が多いので、それなりに自分の犬達にある程度社会化的な教育をしたり、意欲的に可愛がっている人が多いのですが、ボランティアをしている方とお会いする機会が多くて、それぞれに自分の犬に対して指導というか、こうしたら良いって言うのですが、そういうのでちょっと危ないトラブルになったりすることもあるって、ちょっと戸惑ってしまうという事が多くなっているんで、ボランティアの中の、先ほど言ったように、極めなくてもある程度一定レベルの勉強会とかがとても大事なのではないかなと。自由に犬を放さないから犬達が自由に遊べなくて距離を置いてしまうから放しなさいとか、どうなるか分からないのに言われてしまったら、一般の方からすると、ボランティアで知識もある人が言っているんだから大丈夫かしらと思って放したけれども怪我をしてしまったとかいうトラブルが凄く多くて、そのボランティアに関わる、受講して認定した人、それに関わる人達も全てがある程度の知識を共感できるようにまで上がって行って登録というようにして、横一列になっていければ。

(座長)

中途半端な知識で、私ボランティアです、とやられちゃうと、とんでもない事になりますね。だから、県の養成講座を作るのは良いんですけども難しいですよ。どこのレベルまでやるのかとか、その辺はこれからの検討課題ですね。どんな内容で、どんな養成の講座でやっていこうかというのは。

割と1回、2回受けたから、私はボランティアで凄く知識があるんだと。今度はそれを押しつけてしまうと悪循環になってしまう可能性もあるので、その辺も考えながら、これから内容を少しずつ改めながらやっていったら良いのかなと。

それから、小学校への獣医師派遣事業も、それこそ鳥インフルエンザ以来、ほとんど学校飼育動物は減ってしまったんですよ。獣医師会の方でも、学校飼育動物に対する補助は今、ほとんど無いんです。出てくるのはウサギくらいで、決まった先

生しかないという感じで、学校飼育動物に対する補助はどうかかなと。

だから、小学校への獣医師派遣事業というのは、動物に関する知識の啓発だから非常に良いことなので、子供達に動物を愛する心を植え付けるという意味では、今後も活動していくべきと思います。

(中田委員)

確かに良い事だと思います、小学校低学年からやっていくのは。ただ、もうそろそろ中身を、企画変えをそろそろやらないとダメかなと。もうかれこれ十何年ですか  
..

(野口専門獣医技師)

平成11年度からやっています。

(中田委員)

11年度から続けているので、パターンが同じになってきているし、最近少し士気が下降気味かなと。やはり少し中身や企画を変える方がいいかなと。時には注射を打つ事も必要だと思うので、そういった事も必要ではないかとは感じますね。

(座長)

これは獣医師会としても非常に関心を持っている事で、実は私、凄く田舎で、農家しかないところなんですけれども、子供達に、農家で牛や鳥を飼っている人がほとんどいないのが現状で、見たことがない。犬猫は飼っているというのはあるんですが。そういう意味でもやはり、動物に関する興味を持たせる意味では、田舎だろうが、都心だろうが知識を与えるのは良いことかなと。それも一つのボランティア活動だと思いますし、今、中田委員がおっしゃったように、同じ事ばかりやっていないで、視点を変えてやるのも必要じゃないかと。

さて、どうでしょう。他に資料2に関する意見なんかは。

(ありませんの声)

では次に、「災害時における動物(ペット)の救護対策マニュアル」の見直しについて。事務局から説明をお願いします。

(事務局：高橋獣医技師)

「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアル」につきましては、平成19年5月に策定しましたが、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、「福島県地域防災計画」及び「福島県動物愛護管理推進計画」が改定されたことを踏まえ、本マニュアルについても見直しを行うということで、昨年度の懇談会で御説明し、委員の皆様から御意見をいただいております。その後、さらに各保健所や獣医師会、市町村からも御意見をいただき、昨年7月に本マニュアルを改正いたしました。

昨年の懇談会では、ボランティアの役割や、同行避難を含む避難訓練の実施等について委員の皆様から御意見をいただきました。

まず、ボランティアの役割といたしましては、平常時は、既にしつけ方教室において同行避難の普及啓発に御協力をいただいておりますが、災害時の対応としましては、災害の規模等に応じて、動物救護本部を設置した場合に、救護本部の一員として、被災動物の保護収容や飼養管理について御支援をいただきたいと考えております。

また、同行避難を含む避難訓練につきましては、現在のところ実施できておりませんが、今後、しつけ方教室や防災訓練などの機会を捉えて実施について検討してまいりたいと考えております。

（主な改正点については資料3により説明。）

（座長）

ありがとうございました。今、県の方から「災害時における動物（ペット）の救護対策マニュアルの見直しについて」の説明がありました。これに関しましては震災後、27年7月13日から施行されているんですね。

（高橋獣医技師）

はい、そうです。

（座長）

この中で、震災を機に相当見直しが図られて、特に同行避難に関しては、我が福島県は非常に出来なかったという、つらい思いがありましたので、後からですけれどもシェルターという存在ができて、対応できるようになったという経験をしましたので、今後何かあった場合はこれが基になって活動するようになると思うのですが、この中にはボランティアの方達の活躍というか、協力など非常に大事な事があると思いますので、皆さんの中からこのマニュアルについて何か意見があれば。

(意見無し)

これを有効に活用するにはやはり、平常時の対策という事で、動物の所有者に対する啓発、指導というのが非常に、今後、一番大事になってくる場所かと思われま  
すので、これを是非、県と我々、一体となった連携体制の構築というところをじっ  
くり検討してやっていきたいと考えております。

私も救護本部の後半しか関わらなかったですが、連携というのは非常に大事だなと  
つくづく思いましたので、この見直しについては、特に「これは違うのでは？」と  
いうのは今のところ無いようです。中田委員、どうですか。

(中田委員)

はい、この内容で。ただ、一般的に言われていて、私も聞かれた事があるのですが、  
福島県のマニュアル見ると「同行」になっていますよね。一方「同伴」という人もい  
るんですよ。「同伴」と「同行」の違いはどこにあるのかと。私もその辺はよく分  
からないと言うんですけれども。

(高橋獣医技師)

違いは、多分無いかと。

(野口専門獣医技師)

国は同行避難と言っているので、同行避難かと思えます。

(中田委員)

同行と解釈すれば良いんですね。

(野口専門獣医技師)

そうですね。いずれにしても、一緒に避難するという事です。

(座長)

あの混乱の中、一緒に連れて行ったがどうしようもないと、相当、後々問題になり  
ましたからね。同行避難する前にどうしたら良いんだとか、そういう細かいところ  
をやはり啓蒙しかないと思うんですよ。何かあった時にはこうするとか。例えばそ  
ういう避難してきた方を面倒見る、我々ボランティアに活用があると思うんで

すよ。そういう意味のボランティアというのはやはり必要というか、大事だなと思うんです。ただ、場所をどうするとかじゃなくて。

今回のシェルターのようなものがあれば、「皆さん、同行避難できない時はそこに連れてきてください」と言う事も出来ますからね。やはりそういう施設は県に一つ、二つは必要かなという気はしております。

(座長)

このマニュアルは県から各市町村にも行っているんですね。

(高橋獣医技師)

はい。

(座長)

各市町村の担当者、こんなの見た事無いなんて事は無いですよ。大丈夫ですね。

(阿藤課長補佐)

昨年の7月に、県から文書をいただきまして、避難所におけるペットの保管施設とは具体的にどのようなものを想定しているのか説明がありましたので、福島市においても、避難施設に屋外テントを有しているかどうか、確認する必要があるかと思えます。

(座長)

行政の方の協力が無いとこれはなかなか進まないことなので。これが使われないようになるのが一番良いんですけども、これが必要な時がこれからまたあるかもしれないので。これは我々も当然知っておかなければならない事だと思うので、是非、検討をよろしくお願ひしたいと思えます。

よろしいでしょうか。次の議題3になりますけれども、被災動物の保護状況について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局：野口専門獣医技師)

(議題3「被災動物の保護状況等について」資料4、資料5により説明。)

これまでに保護した計1,008頭の被災動物につきましては、おかげさまを持ちまし

て、平成27年12月末をもって、全ての返還・譲渡が完了いたしましたので、御報告させていただきます。

なお、三春シェルターにつきましては、平成28年1月25日付けで、福島県動物救護本部から県に寄附申込があり、1月28日に寄贈されました。これを受け、県としましては、平成28年度当初予算に施設の改修費用を計上したところです。

(座長)

5年にわたり運営してきた三春シェルターが無事、閉鎖するところまで持っていったというは大変、大きな仕事をしたなど考えておられて、いわゆる緊急災害時のシェルターというのを5年もやったのは初めてなのです。全国でもほとんど1年、長くて2年で終了している。福島県では原発の事故という非常に特殊な事情もありましたが、いろいろな資料を見ましても、5年の期間と、1008頭の犬猫を、長期間にわたって里親なり、飼い主への返還を続けて来れたというのはやはり、本部長としては凄い事を行ったとは思っているんですけども、最終的にはあそこを県の方に寄付できたというのも大変良い終わり方ができたなど考えています。

この被災動物のお話の中で、皆さんの方から何かありましたら。

中田委員、何か無いですか。

(中田委員)

いろいろ話は聞くんですけども、結構良くやったと思いますね。

(座長)

試行錯誤しながらね。

(中田委員)

試行錯誤もいろいろしましたけれども、それなりに成果は出たと思います。

(座長)

喜んで協力して参加してくれる方もいれば、逆に文句を言う方も結構あって、いろんな人がいることをとつくづく今回経験させていただいて、非常に勉強になったと思います。

(山崎委員)

大変御苦労された事と思います。本当に、全頭引き取り手が見つかったというところが素晴らしいと思いました。後は今まで大変だった分、県に譲渡されたという事で、これから本当にこれを活かして、活用していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(座長)

それこそ、この災害時のマニュアルがより生きてくると思いますので。  
太田先生の方からは良いですか。

(太田委員)

本当に、関係者の皆さん、最後まで頑張っていたなと思って、本当に感謝しております。今、山崎委員がおっしゃったように、三春シェルターの立派な建物が残りましたので、これを有意義に活用していただければ言う事は無いかなと思います。

(座長)

佐藤委員の方からはどうでしょうか。

(佐藤委員)

ありません。

(座長)

阿蘓さんからは。

(阿蘓課長補佐)

資料5の方で、三春シェルターの改修費用を28年度予算に計上し、動物愛護の拠点施設として活用する方針とあるのですが、エリア的には分けたりしているのでしょうか。全県的なのか、範囲などが具体的に決まっていれば教えていただけますか。

(平野井副課長)

今後、検討してまいります。

(阿藤課長補佐)

分かりました。

(座長)

その他、何かございませんでしょうか。無ければ次の「その他」に移りたいんですけども、事務局の方から「その他」で何かありますか。

(野口専門獣医技師)

特にございません。

(座長)

委員の皆さんからは何かございませんでしょうか。

(ありませんの声)

特に無いようですので、今日の議事の予定はここまででございます。長い間、御協力ありがとうございました。

本日は、ありがとうございました。